

令和2年度 TOKYO 創業ステーションWEBサイトの
インターネット広告出稿および駅広告出稿の業務委託仕様書

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部 創業支援課



1. 件名

令和2年度 TOKYO 創業ステーションWEBサイトのインターネット広告出稿および駅広告出稿の業務委託

2. 目的

TOKYO 創業ステーションは公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、“公社”）が運営する都内開業率の向上を目的とした創業支援拠点である。TOKYO 創業ステーションの認知度向上並びに会員登録者増を目的とし、インターネット広告および駅広告を出稿する。

<TOKYO 創業ステーションWEBサイト（以下、「本サイト」）>

<https://startup-station.jp/>

3. 委託業務の全体概要

(1) TOKYO 創業ステーションの想定利用者層

起業・創業を予定、計画されている方から、創業後おおむね5年未満の方

(2) 業務内容

以下A～Dの業務を行うこと。なお、それぞれの業務については出稿時期や内容を精査し、相乗効果が生まれるよう工夫すること。また、継続的に出稿する媒体については効果検証と改善を繰り返し、費用対効果を向上させること。

A リスティング広告

以下の通り、Google およびYahoo!Japan にリスティング広告を出稿すること。

- ・ 検索連動型で、クリック課金型。受託者は契約締結後、本サイトを参考にしたキーワード、広告文を提案し、公社の担当者と協議を行うこと。
- ・ クリック後に飛ぶ頁：本サイトのトップページやイベント詳細ページおよび業務内容Dに記載のLP
- ・ 媒体費用は、クリック単価×クリック数（クリック課金額）を実績に応じて支払う。クリック課金額の上限を広告期間において総額15,000,000円（税抜）で設定し、その他代理店の手数料と消費税を加算した概算契約とする。なお、契約期間の満了前に予定金額に達した場合、または予定金額に達しなくても契約期間が満了した場合は、契約終了とする。
- ・ 履行期間を通じて広告が行えるよう、毎月の広告量については、実績をみながら、公社と協議の上設定すること。
- ・ サポート体制

ア 結果に関するレポートの作成と公社への報告は1カ月に1回以上（作成単位は1日ごと）行うこと。レポートの作成の際に使用する様式については、公社と協議を行い決定することとし、日別、時間別、キーワード別の表示数及びクリック数の集計等必要と思われる項目を報告すること。

イ キーワード提案は随時行うこと（公社と協議の上設定する）。

ウ 現状分析・改善提案等の報告は随時（月1回以上）行うこと。

エ 入札管理順位コントロールは毎日実施し、掲載順位の向上に努めること。

オ 専用の窓口を設け、公社からのリスティング広告出稿に関する問い合わせや作業依頼についての対応を随時行うこと。

B Facebook 広告

以下の通り、Facebook 広告を出稿すること。

- CPC 配信（クリック課金）、CPM 配信（インプレッション課金）、oCPM 配信（最適化インプレッション課金）のいずれか、または組み合わせで出稿すること。
- クリック後に飛ぶ頁：本サイトのトップページやイベント詳細ページおよび業務内容Dに記載のLP
- Facebook 広告配信専用のバナーを10点作成すること。作成にあたっては、Facebook 固有のレギュレーションや特性を考慮し、費用対効果が最大になるよう工夫すること。
- 媒体費用は、クリック課金額、インプレッション課金額、最適化インプレッション課金額を実績に応じて支払う。課金額合計の上限を広告期間において総額3,000,000円（税抜）で設定し、その他代理店の手数料と消費税を加算した概算契約とする。なお、契約期間の満了前に予定金額に達した場合、または予定金額に達しなくても契約期間が満了した場合は、契約終了とする。
- 履行期間を通じて広告が行えるよう、毎月の広告量については、実績をみながら、公社と協議の上設定する。
- サポート体制
 - ア 結果に関するレポートの作成と公社への報告は1カ月に1回以上（作成単位は1日ごと）行うこと。
 - イ 現状分析・改善提案等の報告は随時（月1回以上）行うこと。
 - ウ 専用の窓口を設け、公社からのFacebook 広告出稿に関する問い合わせや依頼への対応を随時行うこと。

C 駅広告

以下の通り、駅広告（ポスターまたはデジタルサイネージ）の掲載枠の確保および、掲載に関わる各種業務を実施すること。

- JR新宿駅にて、以下のすべての条件を満たす掲載枠を選定、確保すること。
 - ア 1社ジャック等の30面以上の多面枠で、駅利用者の目に留まりやすい枠であること
 - イ 2種類以上のデザインを掲載できること
 - ウ 掲載期間は連続した14日以上であること
- 掲載用のデザインを作成すること。デザインは施設写真を含むものを2種類作成し、詳細については公社と協議の上決定すること。なお、施設写真についてはTOKYO 創業ステーション（千代田区）とTOKYO 創業ステーションTAMA（立川市）の両拠点の撮影を行うこと。また、色校正を含め3回校正すること。
- 駅広告掲載の完了後、すみやかに、掲載がなされたことを証明する書類（各媒体社が作成する掲出証明書や、駅広告が掲出されている状態の写真等）を提出すること。
- 掲載枠の申込および確保、内容等審査手続き、デザイン制作および写真撮影、掲載用データ作成（ポスターであれば印刷を含む）、取付・撤去、制作物の納品、実施結果報告書の作成を含む、駅広告掲載に係る全ての業務を費用に含めること。

D LP作成

以下の通り、リスティング広告およびFacebook 広告からの飛び先となるLPを作成すること。

- ① 会員登録への誘導
- ② 起業相談窓口の案内
- ③ TOKYO 創業ステーション TAMA の施設紹介
- ④ 3月開催予定の大規模イベント集客
- ⑤ その他、公社が指定するセミナーの集客1件

- ・受託者は各LPの構成、デザイン案を作成し、公社と協議の上、内容を確定すること。
- ・LPは本サイトドメイン内に設置する。アップロード作業は公社が行うため、Wordpressにて簡易にアップロードできる形式で納品すること。
- ・LPはスマートフォンユーザーが閲覧しやすいレスポンシブデザインで作成すること。
- ・サポート体制
 - ア 契約期間中は、公社からのLP修正依頼に対応すること。
 - イ 専用の窓口を設け、LPに関する問い合わせや作業依頼への対応を随時行うこと。

(3) その他

- ・受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び担当者を明らかにすること。
- ・公社担当者と協議し企画会議（広告出稿後は報告会議を兼ねる）を開催すること（3～5回程度を想定、責任者の参加必須）。開催場所は原則として公社の会議室またはWEB会議とし、日時については受託者と公社担当者の協議の上、決定する。なお、受託者は会議開催の都度、議事録を作成し、5営業日以内に公社担当者宛てにデータで納品すること。
- ・調整や準備、打ち合わせに係る費用はすべて含むこと。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

5. 履行場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 創業支援課
(東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟2階)

※リスティング広告：WEB 検索サイト（Google 及び Yahoo! JAPAN）、配信エリアは東京

Facebook 広告：Facebook 内

駅広告：JR 新宿駅

6. 納品物

内容	納品物	納品期限
A リスティング広告	結果レポート	令和3年3月31日
B Facebook 広告	結果レポート	令和3年3月31日
C 駅広告	制作したデザインの編集可能な電子データ（ポスターの場合は印刷物含む）、撮影した施設写真の電子データおよび結果レポート	令和3年3月31日
D LP 作成	制作したデザインの編集可能な電子データ（psdまたはaiデータ）、切り出し後の画像データおよびWordpress用HTMLコード等、制作物一式	令和3年2月26日
その他	企画会議の議事録	会議後5営業日以内

7. 支払方法

- (1) 履行完了を確認後、請求書を受領した日から30日以内に指定口座へ振り込むこととする。
- (2) リスティング広告、Facebook 広告の代理店の手数料等については、媒体費用の実績に割合を乗じて支払う。金額に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てる。

8. その他

- (1) 提出様式については、公社と協議を行うこと。
- (2) リスティング広告およびFacebook 広告の契約金額は、課金額の上限を設定し、代理店の手数料等と消費税を加算した総額とする。履行するにあたり発生する掲載内容の微修正等、一切の経費は本契約に含まれる。
- (3) 再委託の取り扱い
ア 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
イ この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 著作権等の帰属
受託者は、本業務で作成するデザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作者人格権は行使しないものとする。当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。
なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。
- (5) 損害賠償責任
受託者及び業務従事者が、故意又は過失により、公社又は第三者に損害を与えた場合、公社の責に帰する場合の外は、その賠償責任を負うこととする。
また、公社が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、公社は求償権を行使することができる。

(6) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙1に定めるところによる。

(7) 契約情報の公開

公益財団法人 東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる。

(8) その他

①この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めること。

②契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むこととする。

③常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

9. 公社担当者

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部 創業支援課 創業相談係

電話 03-5220-1141

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。